

静岡県告示第625号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税環境性能割、自動車税種別割（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録の申請があった自動車について、地方税法第177条の10第1項の規定により課するものに限る。）、狩猟税及び地方税法附則第29条の9の規定により県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和2年9月11日

静岡県知事 川勝平太

県名	地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町